

ハッ場ダムの建設推進について

去る9月17日に、国土交通大臣は、ハッ場ダムについて中止の方針を発表したが、国と関係する1都5県が共同で進めてきた事業であるにもかかわらず、関係自治体への連絡調整もなく、無駄な公共事業として一方的にダム工事を中止することは、大変遺憾である。

利根川は、日本を代表する大河であり、埼玉県土を潤し、川の国さいたまに恵みをもたらす重要な河川である。

埼玉県では、県民が必要とする水道水の安定的な供給のため、現在の水利権全体の内29%を占める不安定な暫定水利権を、ハッ場ダムの完成により安定水利権として確保できるものと期待している。

また、昭和22年のカスリーン台風時には利根川が氾濫し、県民は多大な被害を受けたが、今日の地球温暖化の影響による超大型台風の発生・上陸が懸念される中で、万一このような事態となり利根川の堤防が決壊した場合は、被害人口約230万人、被害額は約34兆円にのぼると推定されている。現に堤防決壊につながる漏水なども発生しており、かつて甚大な被害を経験した周辺住民はもとより多くの県民が不安を抱いていることから、治水効果が大きいハッ場ダムの早期完成を切に願うものである。

更に、57年の長きにわたる議論の結果、ダム建設の受け入れは地元の水没地域住民にとって苦渋の選択であり、心情を察するに余りある。

これらに加え、現在、ハッ場ダム建設事業の進捗率は約70%に達する状況にある。

以上のことから、今後も国の責任において建設を継続し、早期に完成することを強く要請する。

平成21年10月23日

国土交通大臣 前原 誠 司 様

埼玉県町村会長

小 沢 信 義